

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：三井不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 菰田 正信

所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業

種 類：高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

3 対象事業の所在地

所在地：東京都港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部

第2 意見

【騒音・振動】

施設の供用に伴う騒音について、調査地点及び予測地点が不明確であることから、施設や計画地周辺の状況を十分に把握し得る地点を適切に選定するとともに、選定根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

本事業では、いちよう並木のビスタ景を保全し、既存の緑を生かし、新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとしている。

これらを勘案し、既存樹木の取扱方針を踏まえた緑化計画を作成するとともに、いちよう並木及び並木東側の植栽樹群等について樹木の保全計画を示し、本事業が神宮外苑の豊かな自然環境に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

【景観】

本事業では、神宮外苑いちよう並木の象徴性を活かしつつ、賑わいをもたらす都市機能の導入を図るとしていることから、新たに建設される商業施設、宿泊施設等がいちよう並木の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。